

介護保険料のあらまし

○介護保険制度の概要

介護保険は、要介護高齢者の増加と家族規模の縮小が進むなか、介護問題に適切に対応するため、介護を必要とする方を社会全体で支えることを目的に開始された社会保険制度です。

この制度は、加齢に伴う病気などにより介護を必要とする状態になっても、できる限り自立した日常生活を送ることができるよう、必要なサービスを安心して受けられるようにすることを目的としています。

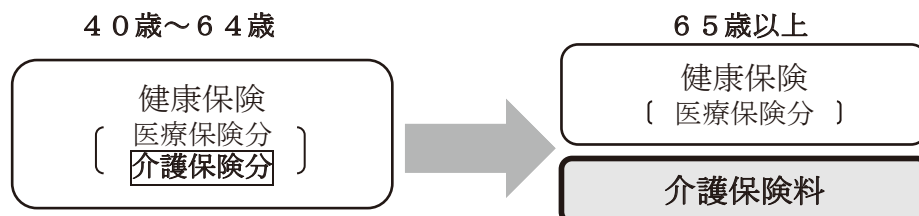
介護が必要になったとき、安心して介護保険のサービスを受けられるよう、保険料は必ず納めてくださるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

介護保険の財源は、介護保険料と公費で半分ずつ負担しています。

介護保険は、40歳以上の国民全員が加入する制度となっており、このうち40～64歳の人が納める保険料で費用全体の27%、65歳以上の人の保険料で23%をそれぞれ負担し、社会全体で制度を支えるしくみになっています。

公 費	介護保険料	
国・都道府県・市町村からの公費	40～64歳の人の 保険料で負担 27%	65歳以上の人の 保険料で負担 23%
50%		

○保険料を納め始めるのは



65歳になった月（誕生日の前日が属する月）の分から納め始めることになり、健康保険とは別個にご本人様個人で納付することになります。

○保険料の納め方

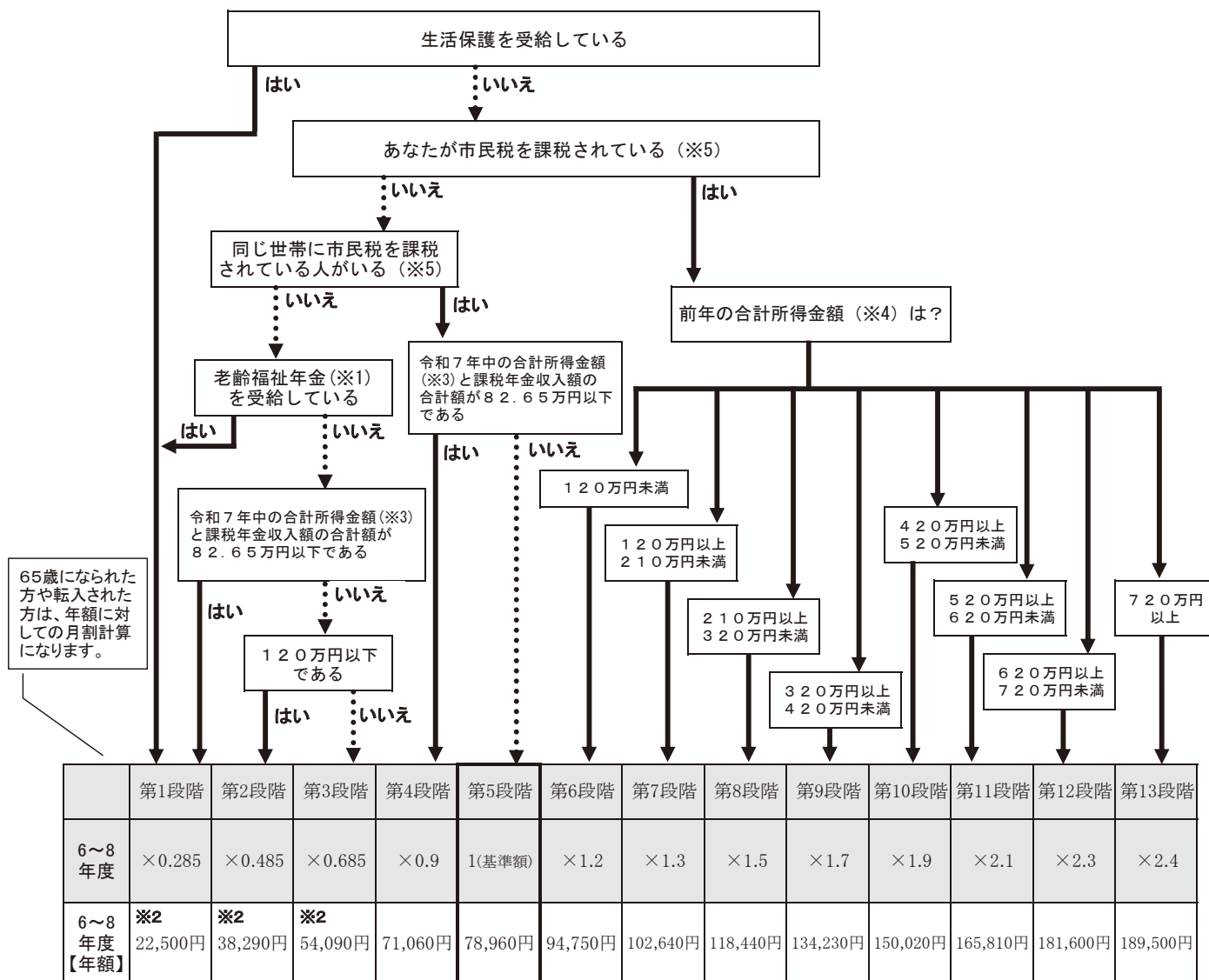
介護保険料の納付は、基本的に年金からの天引き【特別徴収】ですが、65歳になられた直後の方や転入者等につきましては、半年から1年間、納付書等【普通徴収】で納付していただきます。

その後、年金が年額18万円以上の方は年金からの天引き【特別徴収】に切り替わります。（手続き不要・年金機構において対応）

年金が年額18万円以上の方		65歳になられた直後の方等（半年から1年間） 年金が年額18万円未満の方
特別徴収で納めます		普通徴収（納付書等）で納めます
年金受給の際（年6回）にあらかじめ保険料を天引きして納める方法です。		納付書、または口座振替を使用して金融機関やコンビニ、あるいはキャッシュレス決済などで納める方法です。
保険料は7月に決まるため、4月・6月は仮徴収として、原則、前年度2月分と同額を差し引きます。		保険料は7月に決まり、7月から2月までの8期で納めていただきます。（※2月・3月に65歳になられた方や、転入・所得変更等の方は、上記以外の期別（随時3月・4月）で納付書が交付される場合があります。）
特別徴収【4月年金時】	4月	普通徴収【随時4月】（※）
	5月	
特別徴収【6月年金時】	6月	
	7月	普通徴収【1期】
特別徴収【8月年金時】	8月	普通徴収【2期】
	9月	普通徴収【3期】
特別徴収【10月年金時】	10月	普通徴収【4期】
	11月	普通徴収【5期】
特別徴収【12月年金時】	12月	普通徴収【6期】
	1月	普通徴収【7期】
特別徴収【2月年金時】	2月	普通徴収【8期】
	3月	普通徴収【随時3月】（※）
特別徴収〈年6回〉		普通徴収〈年8回＋随時〉

保険料の決まり方

介護保険料の段階は次のように決められています。【年間保険料（４月～３月）】



※1 老齢福祉年金とは、明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※2 低所得者の保険料軽減強化として、第1段階の方は0.455から0.17が軽減され基準額×0.285、第2段階の方は0.685から0.2が軽減され基準額×0.485、第3段階の方は0.69から0.005が軽減され基準額×0.685が年間保険料となります。（令和8年度）

※3 1～5段階については、合計所得金額から「公的年金等に係る雑所得」を控除した額を用います。

※4 合計所得金額とは、収入から公的年金等控除、給与所得控除や必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※5 令和7年度税制改正の影響により、令和8年度市民税が「非課税」となっている方でも、介護保険料の所得段階では「課税」とみなす場合があります。

介護保険料は3年に一度見直されます。（次回令和9年度）

○介護保険料を滞納すると...

保険料の滞納が増えると次のような措置がとられます。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると ...サービスの費用をいったん利用者が全額負担し、申請により後日保険給付分（費用の9割～6割）の払い戻しを受ける「償還払い」に支払い方法が変更となります。

1年半以上滞納すると ...支払い方法が「償還払い」となったうえに、保険給付分の一部、または全部が差し止めとなり、滞納している保険料に充てられます。

2年以上滞納すると ...サービスを利用するときに、負担する費用が1割または2割から3割、3割から4割に変更されます。

※上記の措置をうけた場合は、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

○納付が難しいときはご相談を

災害などのやむをえない事情等、一定の要件に該当する場合は、保険料の減免や徴収猶予を受けられることがあります。

また、生活困窮などで一度に支払うことが難しい場合は、分割して納付することもできます。

納付が難しいときは、担当までご相談ください。

- ・納付のご相談は 鶴岡市役所納税課
- ・保険料の内容のお問い合わせは 鶴岡市役所長寿介護課または各地域庁舎地域づくり推進課